

## 日本労働年鑑 第28集 1956年版

The Labour Year Book of Japan 1956

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第二章 労働判例

## 第二節 ピケッティング

三越事件は一九五一年一月二日三越労組が四八時間ストを決行したのにたいして、これを違法であるとして争議行為の責任を問い、就業規則第六九条第一号及び第二号に照して中闘委員を解雇した。申請人等は「会社は組合設立当時から組合の弱体化を図り、その方策として組合有力分子を排除しようとする意思を五一年賃上闘争以来一貫してもっていたので「申請人等に対する解雇は、平素の正当な組合活動を真の理由とするものであり、中闘委員一六名の中から特に申請人中闘委員七名だけを解雇したのは不当労働行為であって無効である」と主張したが、東京地裁は、「申請人らの各行為はいずれも会社業務を著しく妨害する不当な行為であり、これに対する懲戒解雇も重きに失する処分とは考えられない」として、申請を却下したのである。要旨及び決定の本文は次の通り。

## (違法なピケッティングと中闘委員の責任)

——三越事件、東京地裁決定、昭和二九年二月二四日——

## 要旨

一、ピケッティングは、組合員が結束して就労しようとする者を見張り、言論によって説得し、或は団結による示威などの手段によって、就労希望者の意思に働きかけ、就労を思い止まらせることはもとより違法ではないが、暴行、脅迫その他有形力を用い、或は企業施設を外部より閉鎖遮断するなどして、就労希望者の行動を、その意に反してまで拘束することは許されない。

一、中闘委員が、自ら違法な争議行為を決議ないし執行、指揮したような場合に、その違法な争議行為につき責任のあることは明かであるが、中闘委員の当初の意図を超えて、違法な争議行為がなされた場合でも、中闘委員は右争議行為の行われることを知り得た以上はその職責として違法な争議行為の防止に努力すべき義務を負うものというべく、これをことさらに放置して行わせた場合はもとより、またこれを防止し得たに拘らず、防止のために努力しなかった場合にも、同様の責任を負うものと解するのが相当。

昭和二七年(三)第四〇四七号

決定

東京都北区滝野川町一四〇〇番地

申請人 齊藤一衛他十四名

右申請人等十五名代理人弁護士

河田 宏

萩沢清彦

比志島竜蔵

岸星 一

東京都中央区日本橋室町一丁目七番地  
被申請人 株式会社 三越  
右代表者取締役 松田伊三雄  
右代理人弁護士 橋本武人  
同 孫田秀春  
同 熊谷 誠  
同 高梨好雄

右当事者間の昭和二七年(三)第四〇四七号地位保全仮処分命令申請事件につき、当裁判所は次の通り決定する。

主文

申請人等の申請を却下する。  
申請費用は申請人等の負担とする。

近江絹糸事件は、近江絹糸彦根労組民主化のため、彦根労組内の意識昂揚を図ってきた中岡が、その運動中、津工場に転勤せしめられた、そして転勤後はまだ同工場に労働組合の組織がなかったのを新に民主的労働組合の結成を企図し、同志の糾合につとめた。ところが同工場内に少数の上級職員が中心となり別個に労働組合の結成が計画された。中岡はその結成大会において活発な発言を行ったが、そのため結成大会後五日目に勤務成績不良を理由として解雇の申渡しを受け、同工場から立退かしめられた事件である。

(強制解雇と退職の合意)

——近江絹糸事件、中労委再審査救済命令、昭和二八年一二月一二日——

要旨

一、本件解雇は労働組合の民主化運動を活発に展開する分子を排除するため、勤務成績不良に名を籍りたものであり、不当労働行為。  
一、会社の解雇の決定的な意思表示に対し、己むなくこれに服した場合、退社について合意が成立しものとは認められない。

主文

本件再審査申立を棄却する。

古河雨竜炭鉱事件は、炭労が昭和二七年一〇月以降賃金改訂を要求して一〇月一七日から無期限ストライキを決行した際に、雨竜炭鉱労組が送炭阻止を行った事件である。すなわち、会社側が貯炭ポケット内の貯炭を石炭専用貨車三車により送炭し、さらに翌日早朝二車に石炭積載送炭準備したことを知って、被告人等がこの送炭を阻止するため、実力で貨車開閉弁を開放して、貨車に積載した石炭を線路上に落下させようとはかった。そして会社の保安要員から制止を受けたにもかかわらず、これに応ぜず、被告人三名は貨車のそばに佇立し、また他の被告人はそれぞれの貨車の上に乗って貨車の開閉弁を操作して開放し、積載していた石炭約六〇トン線路上に落下させて、その送炭を不能ならしめた事件である。

ところで、旭川地裁は、このような送炭阻止を行ったことは、一応刑法第二三四条所定の威力業務妨害罪の構成要件を充足すると認定しながらも、この送炭阻止行為は全体の性格において正当な争議行為といえる炭労の争議方針にそってなされたのであって、しかも該行為が会社の労働協約(労働協約第六九条スキップ防止規定)違反の強硬策に対して緊急やむを得ずしてとられた対策としての措置であり、その実施に際し、労働組合法第一条第二項にいうところの暴力の行使とみるべき程度の行為ではない、と断定した。

(送炭阻止と威力業務妨害罪)

——古河雨竜炭鉱事件、旭川地裁無罪判決、昭和二十九年六月一日——

要旨

一、同盟罷業中会社が協約に違反して送炭すべく貨車に積載した石炭を線路上に落下

させ、その送炭を不能ならしめた場合、刑法第二百三十四条所定の威力業務妨害罪の構成要件を充足。

二、正当な労働争議であり、協約のスキップ防止、スト中の送炭防止規定に違反した会社の強行策に対し緊急やむを得ずしてとられた送炭阻止は、労組法第一条第二項、刑法、第三十五条の適用を受ける正当な争議行為であり無罪。

三、労働組合のなす争議行為の態様は使用者側の施す対応策に相対的に対応するものであるから、具体的な態様を無視し固定的に争議行為の手段、方法の正当性の範囲を限ろうとする考え方は組合側にのみ不利益を強い、労使対等の立場を失わせしめ団結権を不当に圧迫するものである。

主文  
被告人三名は何れも無罪。

近江絹糸本社事件とは、夏川社長にたいし団交の申入れを行い、漸く六月一七日午後五時より七時まで会社側労組双方五名(会社側の代表には夏川社長を含む)という条件で団交を行う旨の協定が成立した。ところが翌一七日にいたって会社側からお願いと題する書面がとどき「社長は労働省職業技能課長と面談のため同日の団交には出席できない」旨伝えてきたので組合側ではこれを拒否した、しかも労働省課長との面談云々は事実無根であった。組合側は六月一七日まで一時中止していたピケッティングを六月一八日から再開し、常時ピケラインを張ることになった。このピケの現状は本社建物内に従業員約六〇名、臨時人夫数名が残留しており、これらの者にたいする外部からの食糧等の補給については米、野菜、醤油類のみ搬入を許した。また専務の帰社は完全に防げられた。

これにたいする大阪地裁の判断は、ピケを言論による説得行為、または団結による示威の方法によって心理的影響を与えることのみ限定し、その限度をこえて実力行使によってあるいは本社営業所への入店を阻止したり、あるいは籠城中の従業員に対する食糧、煙草などの補給を制限することは違法であるとしている。

(ピケに於ける団結示威の合法性・ピケを全面的に排除する仮処分の適否)  
——近江絹糸本社事件、大阪地裁決定、昭和二九年七月八日——  
要旨

一、組合が会社事務所に入出しようとする者に対し言論による説得行為又は団結による示威の方法によって心理的影響を与え、これによって会社業務の運営に打撃を支えることは違法でない

一、然しながらたとえ会社側に非難に値する行為があつたとしても実力で会社事務所への入場を阻止し或いは事務所にいる従業員等に対する食糧寝具等の搬出入を阻止することは違法である

一、ピケをはる組合員が出入口シャッターその他会社の器物を破壊したとしても会社側の非難に値する態度に反発してなされた散発的行為と認められる限り、これをもって会社建物の全面的占拠又は破壊の危険性が現存する状況にあるものということとはできない。

一、組合のピケを全面的に排除するに等しい結果を招来する仮処分申請については裁判所は之を慎重に考慮する必要がある。

主文

被申請組合は申請会社役員、申請会社の代理人たる弁護士、被申請組合以外の申請会社従業員及び申請会社と取引関係に立つ第三者が申請会社の別紙物件目録記載の本社建物内に入出し又は食糧その他の物品を搬出入することを実力を以て妨げてはならない

右禁止は言論による説得行為並に団結による示威に及ぶものではない。

創元社仮処分申請事件とは、五四年八月二一日、社長が非組合員従業員による開業を宣言して執務している間、解雇組の組合員二名に対して「君たちはもう解雇したから私物をまとめて直ちに退去されたい」旨命じたところ、憤激した両名は社長としばし応酬の末同日午前九時頃各自身体で社長を店舗二階役員室から表口の外に押出し、ついで社長が同店舗裏口から強いて入店しようとするのを再び戸外に突出し、裏口をとじてその店舗立入を拒んだ。また組合員等は店舗表口を閉鎖する一方、同店舗の戸を内部から抑え、または木の棒を突張って開かないようにして取締役の店舗立入りをこぼんだ事件である。

(社長役員等に対する入店阻止と争議権行使の範囲)

——創元社仮処分申請事件、大阪地裁決定——

要旨

一、経営上危機に瀕した会社再建案についての協定に反して大量打ち解雇を行った会社の一連の措置は協定の精神に反するが如き印象を否み得ないものがあるが社長、役員非組合員の入店を阻止する如き行為は店舗への出入に対する各人の自由意思を不当に制約するものであり、会社の店舗に対する占有権を不法に侵害するものであり、正当の争議権行使の範囲を逸脱するもの。

主文

被申請組合は、申請会社役員及び従前からの従業員(臨時雇矢部敏郎、池田武夫を含む)が別紙物件目録表示の事業場(地階食堂として表示された部分を除く。)に入出することを実力を以て妨げてはならない。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---